

令和7年度（2025年度）社員食堂等における熊本フェア支援募集要項

1 趣旨

企業等での熊本県産農林畜水産物の消費拡大を目的として、社員食堂等で実施される県産食材を活用したメニューを提供する熊本フェア（以下、フェア）を支援します。

2 支援内容

（1）フェアを盛り上げる資材を貸与・提供

貸与する資材：のぼり旗（大）、法被、エプロン 等

提供する資材：ポスター、ミニのぼり、マスク、コースター 等

（2）熊本県産農林畜水産物の試食サンプルを提供

県産農林畜水産物の良さを知ってもらうため、社員等に配布する試食用サンプルを提供します（1サンプル/名、100サンプル/事業所程度まで）。

（3）くまモンによる熊本県産農林畜水産物 PR

フェアの内容がくまモン出動条件やスケジュール等に合致した場合、くまモン出演を支援する。

※ 資材、試食サンプルについては、数に限りがありますので、御希望に添えない場合もあります。

また、くまモンは人気があるため、出動依頼調整を早めに行う必要があります。

3 支援条件

（1）熊本県産農林畜水産物を使用したメニューを提供するフェアを実施すること。

（2）フェアを複数日実施すること（連続でなくても可）

（3）対象となるフェア実施期間は令和8年2月27日（金）までとします。

（4）実施後、様式2により取組の報告に協力できること（フェアの時期、メニューの内容など）。

4 対象者

（1）社員食堂等を有する従業員が50人以上の県内外の企業等（当該の給食業務を受託する企業含む）

（2）消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。

（3）会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

（4）宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。

（5）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

5 申込期限

令和８年１月２３日（金）まで（必着）

※くまモン出動を希望する場合は、令和７年１２月１９日（金）まで

6 申込スキーム

- （１）支援を希望する企業等はフェア１か月前までに、熊本県流通アグリビジネス課へ様式１により御申込みください。

くまモンの出動を要望する場合には、２か月前までに御申込みください。

- （２）企業からの御申込み内容が、条件等を満たすことを確認後、県が企業に支援決定通知を送付します。

7 フェア実施後の報告

フェア実施後１か月を目途に、様式２により取組みの内容を御報告ください。

8 申込先・問合せ先

熊本県農林水産部食のみやこ推進局

流通アグリビジネス課 地産地消班

〒８６２－８５７０ 熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話：０９６－３３３－２４２４

メールアドレス：ryuutsuuaguri@pref.kumamoto.lg.jp